令和元年10月1日から

幼稚園に通う3~5歳児の保護者の皆様へ

保育料が無償化されます。

【対象者・利用料】

- 幼稚園を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 給食費は引き続き保護者負担となります。
 - 保育料は無償になりますが、給食費、行事費、通園バス代などは、これまでどおり保護者の 負担になります。

給食費3,700円・・・副食(おかず)3,300円 主食(ごはん)400円

ただし、以下の方については、副食費(おかず)が免除されます。

- ・年収360万円未満相当世帯の子どもたち(注1)
- すべての世帯の第3子以降の子どもたち(注2)
- (注1)年収360万円未満相当世帯とは、幼稚園保育料では第1~3階層です。
- (注2)第3子とは、小学3年生以下で最年長の子を第1子と数えて3番目の子ども。
 - ※副食費が免除になる世帯には、町から通知を送付します。

幼稚園のほかに認可外保育施設等を利用している場合

【対象者・利用料】

- 幼稚園に通いながら、認可外保育施設や、一時預かり事業、病 児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用されている場合、無償化の対象となる可能性があります。
- 無償化の対象となるためには、**「保育の必要性の認定(2号認 定)」を受けるための申請が必要**です。申請書、就労証明書等の様 式をお渡ししますので、子ども支援課までご連絡ください。
 - <u>※現在お持ちの1号認定では、認可外保育施設等を利用しても無償化の対象とはなりませんので、ご注意ください。</u>
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額1.13万円までの利用料が 無償化されます。

問い合わせ先:子ども支援課 電話42-7693